

地域リハビリテーション広域支援センターの指定(選定)に係る審査について

1 審査について (ヒアリング審査以外)

- ① 審査は、申請者から提出のあった指定申請書をもとに行うものとする。
- ② 指定申請書については、事務局において以下の審査を行い、すべての申請者が「地域リハビリテーション広域支援センター審査・選定要領」5(1)の要件を充足していることを確認する。
- 形式的な要件の確認(形式審査)
 - 「運営体制」にかかる項目の審査

2 今後の予定 (ヒアリング審査以降)

